

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションとして、看護師等が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得したうえで、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、以下のように「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として定められた額を、所定額に加算いたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円

こちらの加算に対する当ステーションでの取り組み内容は以下の通りです。

記

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求いたします。
2. 医療保険情報をオンライン資格確認にて行う体制を導入いたします。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用することで、より質の高いサービス提供を行います。
 - ①看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護等を実施いたします。
 - ②マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を実施いたします。
4. 上記の掲示事項について、ウェブサイトに掲載しています。

以上

※本案内は、医療保険をご利用して訪問看護を受けている利用者様へお渡ししています。

2026 年 8 月

訪問看護ステーションおんぷ
訪問看護おんぷ男鹿